

サービス等利用計画作成の流れ

1 申請

サービスの利用を希望する方が、市に対して障害福祉サービス、障害児通所支援の申請を行います。

2 相談先を選ぶ

申請者は、相談支援事業所一覧から相談支援事業所を選び、連絡をします。

3 契約

申請者と相談支援事業所が契約を結びます。相談支援専門員が、申請者の心身の状況、暮らしの状況や希望するサービスなどを聞き取ります。

4 計画作成

申請者は、相談支援専門員と共に、サービス等利用計画作成し、市に書類を提出します。

5 支給決定

市は提出された書類を参考に支給決定を行い、受給者証を発行します。サービスの利用が始まった後も、定期的に、相談支援専門員によるモニタリングが実施されます。